

イギリス契約法における「合法行為による強迫」

川 元 主 税

目次

第1章 はじめに

第2章 強迫法理の概要

第3章 合法行為による強迫

第4章 *Pakistan International Airline Corporation v Times Travel (UK) Ltd*

第5章 *The Law Debenture Trust Corporation plc v Ukraine*

第6章 おわりに

第1章 はじめに

イギリス契約法において経済的強迫の法理が初めて承認されてから、およそ半世紀が経過した。この間に多くの判例が積み重ねられ、どのような状況で経済的強迫の成立が認められるかは現在ではある程度定まっているが、その外延は依然として曖昧さを残している。我々の生活においては、「多くの行為が、圧力の下で、時には圧倒的な圧力の下で行われる」¹という現実がある。特に、商取引において一方の当事者が他方より交渉上の立場が強い場合、契約が何らかの圧力の下で締結されることはほぼ避けられない。単なる「商取引上の圧力」と経済的強迫を成立させる「不当な圧力」をど

1 *Barton v Armstrong* [1976] A.C. 104 at 121, *per* Lord Wilberforce and Lord Simon.

のように区別するかは、今なお議論が尽きないテーマである。

それでも、これまで経済的強迫が認められた事案の多くは、既存の契約上の義務を履行しないという脅しによって相手方に圧力をかけて契約の改訂を要求するというものであり、圧力が契約違反や不法行為などの違法な行為に基づくものであるか否かが、不当な圧力とそうでない圧力との間に明確な一線を引いていた。しかし、この一線を超えて、それ自体は合法的な行為によっても強迫が成立する可能性を示唆する判例もあり、「合法行為による強迫 (lawful act duress)」を認めるべきか否かについて学説は分かれていた。

近時、この問題について待望されていた最高裁の見解が示された。最高裁に回答が求められたのは、第一に、合法行為による強迫の法理がイギリス契約法に存在するか、第二に、存在する場合にはその成立範囲をどのように画すべきかである。最高裁は、第一の問題を肯定し、同法理の存在を認める一方で、第二の問題に関しては非常に厳格なアプローチを採用した。本稿では、2つの最高裁判決の分析を通じて、合法行為による強迫の意義とその適用基準を検討し、残された問題点を明らかにする。

第2章 強迫法理の概要

1. 強迫の三類型

イギリス契約法における強迫は、長きにわたって成立範囲が非常に狭く限定され、人身に対する現実の暴力や監禁、またはその脅しがなされた場合という「人に対する強迫 (duress to person)」しか認められていなかった。「物に対する強迫 (duress to goods)」や、より広範な概念である「経済的強迫 (economic duress)」が受け入れられるようになったのは、比較的に近時になってのことである。

(1) 人に対する強迫

人の生命・身体・自由に対して現実に危害を加え、または危害を加えると脅すことは、コモンロー上最も古くから認められている強迫の形態であ

る。脅しは、契約の相手方自身に向けられたものである必要はなく、相手方の家族や近親者の他、相手方がその安全に責任を負う被用者に対する暴力の脅しでも足りる²。さらに、第5章で見ると、ある国家による他国に対する武力威嚇も強迫を構成しうる。

(2) 物に対する強迫³

19世紀の多くの判例では、物品の毀損や違法な留置による脅しはコモンロー上の強迫に該当しないとされていた⁴。しかし、留置された物品の占有を回復するため、または留置を回避するために支払った金銭は不当利得金 (money had and received) の返還請求訴訟で回復できるという判例準則が確立しており⁵、留置を避けるために金銭を支払う合意をした場合は強迫が成立せず支払いを免れることができないが、圧力に屈して支払った場合には不当利得金として取り戻せるという奇妙な事態が生じていた⁶。現在では、物の毀損や違法な押収・留置による脅しについても強迫が成立することが認められている。

2 Royal Boskalis Westminster NV v Mountain [1999] Q.B. 674 (被用者を人間の盾として使うという脅迫); Gulf Azov Shipping Co Ltd v Chief Idisi (No.2) [2001] EWCA Civ 505 (船と船員の拘留)。

3 物に対する強迫を独立の類型とせず、経済的強迫のサブカテゴリーと位置づけるものとして、E. Peel, *Treitel on the Law of Contract*, 15th edn (Sweet & Maxwell, 2020) at [10-006]; M. P. Furmston, *Cheshire, Fifoot, and Furmston's Law of Contract*, 17th edn (Oxford University Press, 2017) at 396.

4 Skeate v Beale (1840) 11 Ad & E 98.

5 Astley v Reynolds (1731) 2 Str. 915.

6 M. H. Ogilvie, 'Economic Duress, Inequality of Bargaining Power and Threatened Breach of Contract' (1981) 26 McGill L.J. 289 at 293-294; H. Beale (ed), *Chitty on Contracts*, 34th edn (Sweet & Maxwell, 2021) at [10-018]; N. Enonchong, *Duress, Undue Influence and Unconscionable Dealing*, 3rd edn (Sweet & Maxwell, 2019) at [5-005]-[5-008]; C. Mitchell, P. Mitchell and S. Watterson, *Goff & Jones: On Unjust Enrichment*, 10th edn (Sweet & Maxwell, 2022) at [10-38]-[10-40].

(3) 経済的強迫

相手方に経済的な不利益を与える旨の脅しや圧力が人や物に対する強迫と同様に法的救済の対象となりうることは、1976年の *The Siboen and The Sibotre* 事件⁷によって初めて認められ、その後の判例の蓄積を通じて確立するに至った。経済的強迫の最も典型的な例は、一方当事者が他方当事者に対し、契約内容の変更に同意しなければ契約上の義務を履行しないと脅す場合である。かつては、このような契約の再交渉を規律する役割の一部は約因法理が担っていた。たとえば、AがBに対し代金額の引き上げに同意しない限り契約を履行しないと脅し、その結果Bが代金の増額を承諾しても、AはBの増額支払の約束に対して新たな約因を提供していないため、その約束は強制力をもたない。しかし、約因は法的にみて何らかの価値があればよく、約束に相当する価値をもっている必要はないため、約因法理は強迫の問題に対処するのに適していない（Aが1万ポンドの増額の約束の見返りとしてBに1ポンド相当の何かを給付することを約束すれば、約因の要件は満たされる）。*Williams v Roffey Bros & Nicholls (Contractors) Ltd*⁸において控訴院が、約因は「実質的な利益」で十分であり、既存の義務を履行するというのも有効な約因となりうると認めたことにより、強迫型の状況を規律する上での約因の役割はさらに減少することになった。この判決以降、裁判所は契約再交渉における約因

7 *Occidental Worldwide Investment Corporation v Skibs A/S Avanti (The Siboen and The Sibotre)* [1976] 1 Lloyd's Rep. 293.

8 [1991] 1 Q.B. 1. 建設業者Yは、住宅協会が所有する多数の住宅の改修工事を請け負い、一部の仕事をXに下請けさせた。しかし、下請代金が低すぎたためにXは資金不足に陥り、工事が遅れた。元請契約には完成が遅延した際の違約金条項があり、違約金の支払いを恐れたYは、Xが1戸完成させるごとに追加報酬を支払うと約束した。Xはさらに8戸を完成させたが、Yが約束した追加報酬の一部しか支払わなかったために仕事を中断し、約束通りの支払を求めて訴えを提起した。Yは、Xが新たな約因を提供していないため追加報酬の約束は無効であると主張したが、控訴院は、既存の義務を履行するという約束であっても、それによってYにもたらされる実際的な利益（工期内の完工と違約金の回避）は有効な約因になると判示した。また、追加報酬はYから提示されたものであることから、経済的強迫の成立も否定した。

の存在をより積極的に認め、再交渉の規律をもっぱら強迫法理に委ねる姿勢を強めている⁹。

2. 強迫の要件

強迫が契約の効力を否定する理論的根拠は、かつては、強迫を受けた当事者の意思が「支配され (overborne)」、自由な選択ができなくなる「意思の強制 (coercion of will)」にあるとされていた。このことは経済的強迫に関する重要判例の中でも繰り返し述べられており、たとえば *Pao On v Lau Yiu Long*¹⁰ の枢密院司法委員会は、「強迫は、同意の効力を否定するような意思の強制に達するものでなければならない。支払いや契約締結が自由意思による行為でなかったことが証明される必要がある¹¹」としている。しかし、この考え方は、*Lynch v D.P.P. of Northern Ireland*¹² の貴族院判決を機に強い批判にさらされるようになった。強迫は、被強迫者の意思の自由を完全に奪うのではなく、単に意思決定プロセスを歪めるだけであり、被強迫者は2つの悪のうち「より小さい悪」として契約締結を自己の意思で選択していると考えられるからである。また、強迫が自由意思を完全に奪うものだとすることは、強迫によって結ばれた契約は無効ではなく取消可能となるにすぎないという確立された準則とも整合しない¹³。

9 反対に約因法理による規律に復帰すべきことを主張するものとして、J. Morgan, *Contract Law Minimalism: A Formalist Restatement of Commercial Contract Law* (Cambridge University Press, 2013) at 244-245.

10 [1980] A.C. 614.

11 *Ibid.* at 636.

12 [1975] A.C. 653. 殺人罪の従犯として起訴された被告人が、主犯に従わなければ殺されると思いやむなく協力したと主張し、強迫の抗弁の適用可能性が争われた。刑事事件であるが、強迫の法的性質について5人の裁判官がそれぞれ非常に広範な分析を展開し、特に Wilberforth 卿と Simon 卿は契約法からの類推に重きを置いた。

13 P. S. Atiyah, 'Economic Duress and the "Overborne Will"' (1982) 98 L.Q.R. 197 at 201-202; E. McKendrick, 'The Further Travails of Duress' in A. Burrows and A. Rodger (eds), *Mapping the Law: Essays in Memory of Peter Birks* (Oxford University Press, 2006) at 193.

「意思の強制」論は、The *Evia Luck* 事件¹⁴において Goff 卿が「今では、少なくとも経済的圧力が不当なものであり、原告が契約を締結するに至った重要な原因となっている場合には、その経済的圧力は強迫に相当するのに十分であると認められている」¹⁵と述べたように、すでに克服されている。現在では、強迫の理論的根拠は、不当な圧力によって被強迫者の意思決定プロセスが歪められ、強迫者の要求に従う以外に実際的な選択肢を与えられなかったために、意思の行使に対する通常責任を法が期待しないことにあると考えられている。

ここから導かれる強迫の成立要件は、①不当な圧力が加えられたこと、②圧力と契約締結の間に因果関係があること、③要求に応じる以外の実際的な選択肢がなかったことの3つである。

(1) 不当な圧力

圧力が不当であることは、許容される圧力と許容されない圧力を区別し、強迫の成立範囲を限定するための主要な要件であり、多くの事案で争点となるとともに、その意義について学説上でも活発に議論されている。とりわけ重要なのは、ここで使われているのが「違法 (unlawful)」ではなく、より広い概念である「不当 (illegitimate)」であることである。

問題の行為が違法である場合には、原則として、その行為による圧力は不当なもののみなされる。人身に対する物理的な暴力の行使やその脅しが違法であることは明らかであり、したがって圧力が不当であることに異論はない。物に対する強迫も、権原なく他人の物を占有したり毀損したりすることは違法であり、問題になることは少ない。

圧力の不当性が争点になるのは主に経済的強迫においてであるが、かつては契約を履行しないと脅すだけでは不当な圧力にならないと考えられていた。脅しを受けた者には、圧力に屈することを拒否して契約違反に基づ

14 *Dimskal Shipping Co. S.A. v International Transport Workers Federation (The Evia Luck)* [1992] 2 A.C. 152.

15 *Ibid.* at 165.

く法的救済を求めるといふ道が常にあり、これは合理的かつ実際的な選択肢であるとみなされていたからである。しかし、現在では、契約違反の脅しが脅迫 (intimidation) の不法行為を成立させる違法行為であることが明確に認識されており¹⁶、契約違反の脅しが相手方に対する不当な圧力となりうることは広く承認されている。とはいえ、契約の再交渉において、相手方が要求に応じない限り自己の契約上の義務を履行しないという脅しが伴うことは少なくない。契約違反の脅しは全て不当とみなされるべきであるとする見解もあるが¹⁷、これでは経済的強迫の成立範囲が過度に拡大し、契約再交渉の多くが効力を否定される恐れがある。そのため、経済的強迫法理による裁判所の介入を比較的狭い範囲に限定し、契約当事者が真摯に交渉して成立させた再交渉後の契約の効力を尊重すべきであるとの立場から、何らかの基準によって絞り込みをかけるアプローチが主流である¹⁸。

提唱されている代表的な基準としては、当初の契約内容では履行が困難になった原因が予期しない外在的事情か、それとも当事者自身が作り出した事情か¹⁹、契約違反の脅しによって締結された契約が実質的に公正であるか否か²⁰、脅しが誠実 (good faith) に行われたか不誠実 (bad faith) に行われたか²¹、などがある。しかし、これらの基準のいずれも、一部の判

16 Rookes v Barnard [1964] A.C. 1129.

17 S. A. Smith, 'Contracting under Pressure: A Theory of Duress' (1997) 56 Cambridge L.J. 343 at 347 (契約違反の脅しと単なる警告とを区別する); R. Bigwood, *Exploitative Contracts* (Oxford University Press, 2003) at 340-344; McKendrick, *supra* n.13 at 188; W. Day, 'Duress and Uncertainty' (2022) 138 L.Q.R. 194 at 199.

18 R. Halson, 'Opportunism, Economic Duress and Contractual Modifications' (1991) 107 L.Q.R. 647 at 663; J. Beatson, *The Use and Abuse of Unjust Enrichment* (Clarendon Press, 1991) at 118-120 and 129; A. Burrows, *The Law of Restitution*, 3rd edn (Butterworths, 2011) at 273-275; *Goff & Jones, supra* n.6 at [10-58]-[10-60]; *Chitty, supra* n.6 at [10-054].

19 P. Birks, *An Introduction to the Law of Restitution* (Clarendon Press, 1985) at 183; *Chitty, ibid.* at [10-050]; Enonchong, *supra* n.6 at [3-005]-[3-008].

20 *Chitty, ibid.* at [10-053]; Enonchong, *ibid.* at [3-009]; Burrows, *supra* n.18 at 274.

21 Birks, *supra* n.19 at 183; P. Birks, 'The Travails of Duress' [1990] L.M.C.L.Q. 342 at 346-347; *Chitty, ibid.* at [10-051]; Enonchong, *ibid.* at

例には当てはまっても、それによっては正当化できない判例も多く存在するという難点を抱えている²²。そこで、全ての判例を説明できる単一の基準は存在しないことを認め、裁判所は事案ごとに複数の要素を総合的に考慮して判断しているという多要素 (range of factors) アプローチも有力に主張されている²³。裁判例にもこの立場を採るものがあり、DSND Subsea Ltd v Petroleum Geo Services ASA²⁴で高等法院のDyson判事は、圧力の不当性の判断において考慮されるべき要素として、①現実の契約違反またはその脅しがあったか、②強迫者の行為が誠実または不誠実であったか、③被強迫者が圧力に屈する以外の実際的な選択肢を有していたか、④被強迫者が要求に対して抗議したか、⑤被強迫者が改訂後の契約に依拠

[3-010]-[3-011]. Birks は、「不誠実」の意味を、契約違反の脅しが「被告の財政的またはその他の問題を解決するのではなく、原告の弱みを利用することを目的としている場合」と定義する。Burrows, *supra* n.18 at 274-275 は、契約違反において不誠実さを重視しない（たとえば損害賠償額に影響しない）という契約法の伝統的価値観に反すると指摘しつつ、契約の目的達成不能 (frustration) に近い状況への対応である場合、および明白に不利な取引を修正するためである場合の2つを脅しが不誠実なものではない状況として明確化した上で、この基準が最も望ましいとする。

- 22 たとえば「誠実」の基準は、Williams v Roffey Bros, *supra* n.8 で経済的強迫が否定された理由の説明にはなるが、Atlas Express v Kafco [1989] 1 Lloyd's Rep. 293 (運送人が貨物量の見積りを誤り、採算のとれない契約をした)、North Ocean Shipping Co Ltd v Hyundai Construction Co Ltd (*The Atlantic Baron*) [1979] Q.B. 705 (為替下落のため契約代金の実質的価値が目減りした)、B & S Contracts and Design v Victor Green Publications [1984] I.C.R. 419 (労働争議が勃発したために履行コストが著しく増大した)、Vantage Navigation Corporation v Suhail and Sad Bahwan Building Materials LLC (*The Alev*) [1989] 1 Lloyd's Rep. 138 (船主の荷主に対する運送義務が存続する一方、傭船者が破産し傭船料を受け取れなくなった) は、いずれも報酬増額等の要求は財政的困難に対応するための「誠実な」ものであったが、経済的強迫の成立が認められた。
- 23 Chitty, *supra* n.6 at [10-055]; Enonchong, *supra* n.6 at [3-004] and [3-021].
- 24 [2000] B.L.R. 530. 原告は、被告の下請業者として石油掘削施設の建造に携わっていたが、建造計画の変更から生じる新たなリスクを保険でカバーしよう契約変更を被告に要求し、被告が応じるまで作業を中断した。作業の中断は契約違反であったが、Dyson 判事は不当な圧力にはあたらないとした。本件は、契約違反の脅しによる圧力が不当ではないとされた唯一の判例である。なお、Dyson 判事は Carillion Construction Ltd v Felix (UK) Ltd (2000) 74 B.L.R. 144 at [24] でもこのアプローチを再述している。

した行動をしたかを挙げる²⁵。ただし、少なくとも合法行為による経済的強迫については、この多要素アプローチは後述する Times Travel 事件の最高裁判決によって明確に否定された。

(2) 因果関係

不当な圧力によって契約が締結されたことが必要であり、その証明責任は強迫の成立を主張する側が負うが、要求される因果関係の程度は強迫の種類によって異なる。

人に対する強迫では、圧力が契約締結の「理由の1つ」であることで足り、唯一の理由であることや主要な理由である必要はなく、その圧力がなければ契約を締結しなかったという条件関係も要求されない²⁶。強迫を否定しようとする側は、脅しがなくても他の理由で契約を締結したであろうことを示すだけでは足りず、脅しが契約締結の意思決定に全く影響を与えなかったことを証明しない限り、因果関係が肯定される。

物に対する強迫については明確な判例がないが、一般的には、物を不当に留置するという脅しは経済的強迫の一種とも見なしうることから、経済的強迫と同様の基準が適用されると考えられている²⁷。経済的強迫につい

25 *Ibid.* at [131]. ただし、これらの要素が網羅的でないことや、③は後述のように独立の要件とみるべきであること、④は因果関係に関する要素であること、⑤は取消権の消滅事由である追認の問題であることなどから批判がある。see *Adam Opel GmbH v Mitras Automotive UK Ltd* [2007] EWHC 3252 (QB) at [26]; McKendrick, *supra* n.13 at 190; C. Mitchell, P. Mitchell and S. Watterson, *Goff & Jones: The Law of Unjust Enrichment*, 9th edn (Sweet & Maxwell, 2016) at [10-57]; G. Virgo, *The Principles of the Law of Restitution*, 4th edn (Oxford University Press, 2024) at 252.

26 *Barton v Armstrong* [1976] A.C. 104. ある会社の主要株主であった原告と被告は、原告が被告の持分を全て買い取ることで合意した。原告は、買い取らなければ殺害すると被告に脅迫されたと主張したが、ニューサウスウェルズ州控訴裁判所は、原告が合意した真の動機はそうすることが自己の商業的利益にとって必要だったためであると認定して強迫の成立を否定した。しかし、枢密院司法委員会は、殺害の脅迫が合意を決定した理由の1つであれば因果関係の立証に十分であると判示した。

27 *Chitty*, *supra* n.6 at [10-032]; *Goff & Jones*, *supra* n.6 at [10-37]; Burrows, *supra* n.18 at 265. これに対し、G. Spark, *Vitiating of Contracts: Interna-*

ては、前述のとおり Goff 卿が「重要な原因 (significant cause)」という言葉を用いている。その意味は必ずしも明確ではないが、通説は、条件関係が必要であり、but for 基準が適用されると解しており²⁸、これを支持する裁判例も複数ある²⁹。ただし、裁判例の中には but for 基準を「最低限の」基準と述べるものもあり³⁰、場合によってはこれよりも高いレベルの因果関係の証明が要求される可能性もある³¹。

(3) 実際的な選択肢の不存在

脅しを受けた者が要求に応じる以外の実際的な選択肢を有していなかったという要件については見解が分かれ、因果関係の存在を示す証拠の1つに過ぎないとする説³²、圧力の不当性を判断する上での考慮要素の1つとする説³³、および強迫の成立に必要な独立の要件であるとする説³⁴がある。

tional Contractual Principles and English Law (Cambridge University Press, 2013) at 227 は、物に対する強迫の不当性は、通常、人に対する強迫と経済的強迫の間に位置づけられることから、その因果関係は「理由の1つ」では足りないが、but for 基準までは必要ないとする。

- 28 *Chitty, ibid.* at [10-032]; *Treitel, supra* n.3 at [10-008]; McKendrick, *Contract Law*, 15th edn (Hart Publishing, 2023) at 365-366; Virgo, *supra* n.25 at 254; J. Beatson, A. Burrows and J. Cartwright, *Anson's Law of Contract*, 31st edn (Oxford University Press, 2020) at 376; R. Atkins, *Koffman, Macdonald & Atkins' Law of Contract*, 10th edn (Oxford University Press, 2022) at [14.32].
- 29 *Huyton SA v Peter Cremer GmbH* [1999] 1 Lloyd's Rep. 620 at 636; *Kalmar Group AG v Traxpo Enterprises Pty Ltd* [2010] EWHC 113 (Comm) at [92]; *Al Nehayan v Kent* [2018] EWHC 333 (Comm) at [190].
- 30 *Huyton SA v Peter Cremer GmbH, ibid.*
- 31 Atkins, *supra* n.28 at [14.33]-[14.34].
- 32 *Treitel, supra* n.3 at [10-009]; Enonchong, *supra* n.6 at [4-022]; H. Beale (ed), *Chitty on Contracts*, 33rd edn (Sweet & Maxwell, 2018) at [8-033]; P. S. Davies, *JC Smith's The Law of Contract*, 3rd edn (Oxford University Press, 2021) at 269.
- 33 *DSND Subsea Ltd v Petroleum Geo Services ASA* [2000] B.L.R. 530 at [131]; *Al Nehayan v Kent* [2018] EWHC 333 (Comm) at [191].
- 34 *Chitty, supra* n.6 at [10-046] (as replaced by the First Supplement); McKendrick, *supra* n.28 at 366; M. Chen-Wishart, *Contract Law*, 7th edn (Oxford University Press, 2022) at 344-345; *Anson, supra* n.28 at 377; Virgo, *supra* n.25 at 255; *Goff & Jones, supra* n.6 at [10-69]; Atkins, *supra* n.28 at [14.7].

少なくとも経済的強迫に関しては、Times Travel 事件の最高裁判決が独立の要件であることを確認した³⁵。

第3章 合法行為による強迫

前章で述べたように、強迫の中心的要件である「圧力の不当性」には依然として不明確な点が多く、違法な行為をなすとの脅しが全て不当とみなされるべきかどうかについても見解が分かれている。この議論は、圧力が強迫法理の外部にある何らかの法的基準に反しているために不当となるという原則に例外が存在しうるかに関わるものである。しかし、さらに難しいのは、外在的基準には反しない合法的な圧力であっても、強迫法理内部の基準に基づいて不当とされることがあるか、そしてそれが肯定される場合、その内在的基準は何かという問題である。

学説では、合法行為による強迫を認めることは経済的強迫というただでさえ輪郭の曖昧な法理にさらなる不確実性を加え、商取引における重要な価値である予測可能性を損なうとして、この概念を否定すべきとする見解も有力に唱えられている³⁶。しかし、判例は、合法行為による脅しによ

なお、アメリカ第2次契約法リステイメントも、強迫を「当事者の同意の意思表示が相手方による不当な脅迫によって誘発され、その当事者に合理的な選択肢が残されていない場合」と規定している (§175(1))。

35 Times Travel (SC), *infra* n.60 at [1] and [78]-[80]. なお、[79] で Burrows 卿は、経済的強迫以外では実際の選択肢の不存在は要件ではないと示唆し、その例として、物に対する強迫の事案である Astley v Reynolds, *supra* n.5 を挙げている。このことは Law Debenture 事件の最高裁判決でも承認されている (Law Debenture (SC), *infra* n.108 at [144])。

36 G. Virgo, *The Principles of the Law of Restitution*, 3rd edn (Oxford University Press, 2015) at 217 (合法行為による脅しによって締結された契約からの救済は、より厳格な要件をもつエクイティ上の不当威圧や非良心的取引の法理に委ねるべきである); P. S. Davies and W. Day, “Lawful Act” Duress’ (2018) 134 L.Q.R. 5 at 12 (合法行為による強迫の法理を否定すれば、その解釈をめぐる時間的にも金銭的にも高コストの訴訟を回避し、契約法をより安定させることができる)。この2つは Times Travel 事件の最高裁判決でも言及されている (*infra* n.60 at [83]-[84])。その他、R. Ahdar, ‘Contract Doctrine, Predictability and the Nebulous Exception’ (2014) 73 Cambridge L.J. 39 at 44-47 and 57 (合法行為による強迫の成否は裁判官によって決定される社会道徳に依存し、法をあまりにも不確実なものにする)。なお、オーストラリア

でも強迫が成立しうることを、一般論としては比較的早くから認めている。経済的強迫の初期の代表的判例である *The Universe Sentinel* 事件³⁷において、*Scarman* 判事は次のように述べている。

何が正当であるかを判断するにあたっては、2つの事項を考慮しなければならない。第一は、圧力の性質である。多くの場合にはこれが決定的となるが、全ての場合でそうとは限らない。そのため、第二の問題、すなわちその圧力が支える要求の性質も考慮する必要がある。

強迫法理が生命や身体、または財産に対する脅しに起源をもつことは、要求がどのようなものであれ、違法な行為の脅しを法が不当とみなすことを強く示唆している。もちろん、脅しが合法的な行為によるものであっても強迫は成立しうる。その場合、強迫が成立するかどうかは要求の性質によって決まる。恐喝 (blackmail) はしばしば、合法的な行為、たとえば犯罪行為を警察に通報するという脅しに支えられた要求である。それゆえ、多くの場合、「正当化しなければならないのは脅しではなく、要求である」³⁸。

不当性が「圧力の性質 (合法か違法か)」と「要求の性質」という2つの要素で構成されるとするこの見解は、その後の判例で繰り返し引用され³⁹、「不当な圧力」の要件を考察する上での基本枠組みを形成している。

ではニューサウスウェルズ州最高裁の *Australia and New Zealand Banking Group Ltd v Karam* [2005] N.S.W.C.A. 344 が合法行為による強迫の法理を否定している。

37 *Universe Tankships Inc of Monrovia v International Transport Workers Federation (The Universe Sentinel)* [1983] 1 A.C. 366.

38 *Ibid.* at 401. 末尾の括弧内は、*Thorne v Motor Trade Association* [1937] A.C. 797 (恐喝罪に関する刑事事件) における *Atkin* 卿の意見の引用である。この一節は、*Times Travel* 事件の最高裁判決でも *Burrows* 卿によって引用されている (*Times Travel (SC)*, *infra* n.60 at [96])。

39 より最近では、*R v Attorney General for England and Wales* [2003] UKPC 22 at [16] で *Hoffmann* 卿も、「圧力の正当性は、二つの側面から検討されなければならない。第一に、圧力の性質、第二に、圧力で実現しようとする要求

Scarman 判事が要求の性質によって圧力が不当なものとなる例として、**「恐喝」**については、判例の長い歴史がある。恐喝は、典型的には相手方やその親族の犯罪行為を司法機関に通報するという脅しを用いて金銭の支払いを要求するものであるが、犯罪行為を通報することは合法的な行為である。裁判所は古くから、その本来は合法的な行為をするという脅しを用いて締結された契約の効力を否定する判例を積み重ねてきた。以下の3つは、Times Travel 事件の最高裁判決でも引用された代表的な先例である。

Williams v Bayley⁴⁰

A の息子が、A の署名を偽造して裏書きした約束手形を B 銀行に持ち込み、多額の金銭を受け取った。偽造を知った B は、署名の偽造は終身流刑に相当する重罪であると指摘しつつ、A が息子の債務を引き受け、その担保として A の不動産にエクイティ上のモーゲージを設定することを提案した。A は息子が逮捕されることを恐れてこれを承諾したが、貴族院は、モーゲージの設定契約は強制的な圧力の影響下で結ばれたものであり、実行することはできないとした。

Kaufman v Gerson⁴¹

A の夫は B から多額の金銭を横領し、刑事告訴される恐れがあった。A は、B が夫を刑事告訴しない見返りとして、横領金を自分の財産から弁済することを B に約束し、数年間にわたり分割払いを続けた。しかし、支払いが滞ったため、B が残額の支払いを求めて訴えを提起した。控訴院は、この契約が夫に対する刑事告訴の脅しによって B が A から「ゆすりとった」ものであり、その手段が「不公正かつ不道徳」であるとして、契約の強行

の性質である。……一般的に、違法行為の脅しは不当と見なされる。反対に、脅しが合法であるからといって、必ずしもその圧力が正当であるとは限らない」と述べている。

40 (1866) L.R. 1 H.L. 200.

41 [1904] 1 K.B. 591.

は許されないとした。

Mutual Finance Ltd v John Wetton and Sons Ltd⁴²

Aは、父Bと兄Cが経営する会社の署名を偽造して会社財産に担保を設定し、Dからトラックを割賦で購入した。Dは、代わりに担保を会社に提供させるためにCと交渉を進める中で、Aが文書偽造罪で訴追されれば重病のBがショックで死亡するかもしれないとCが危惧していることを知り、Aの行為が重大であることを強調してCに保証を承諾させた。高等法院は、保証契約の取消しを認めた。

以上の判例は、いずれもエクイティ上の法理である「現実の不当威圧 (actual undue influence)⁴³」に基づいて判断しているが、これは当時まだ強迫の適用範囲が人身に対する暴力などの物理的強制に限定されていたためであり、現在では強迫の事案とみるのが適切であると考えられている⁴⁴。恐喝タイプの事案を合法行為による強迫の一例と見ることに

42 [1937] 2 K.B. 389.

43 当事者の一方が他方との関係を濫用して、他方の契約締結への同意に影響を及ぼした場合に、契約を取り消しうるものとする法理。強迫のような脅しや圧力という形をとる必要はなく、相手方を依存や過度の信頼から解放しなかったという消極的なものでも成立する。証明方法の違いにより、①不当な影響により自由意思に基づかずに契約したことを直接証明する「現実の不当威圧」、②相手方との間に信頼関係があったこと、および取引が通常の動機では説明できないものであることを証明すれば不当威圧が推定され、相手方に反証の責任が移る「推定される不当威圧」の2つに分類される。

44 Times Travel (SC), *infra* n.60 at [9] and [90]; P. Birks and N. Y. Chin, 'On the Nature of Undue Influence' in J. Beatson and D. Friedmann (eds), *Good Faith and Fault in Contract Law* (Oxford University Press, 1997) 57 at 64-65; *Chitty*, *supra* n.6 at [10-058]. これに対し、M. Chen-Wishart and J. Gardner, 'Schrödinger's Lawful Act Duress: Dead or Alive?' in E. Peel and R. Probert (eds), *Shaping the Law of Obligations: Essays in Honour of Professor Ewan McKendrick KC* (Oxford University Press, 2024) 75 at 80-81 は、これらの事案の核心は被脅迫者と第三者との間に存在する愛情関係などの個人的関係の悪用にあるとして、強迫に再分類するよりも不当威圧のままにする方が適切であると主張する。また、合法行為による強迫を否定する立場の *Virgo*, *supra* n.25 at 248 は、「不当圧力 (undue pressure)」という新たなエクイティ

て異論は少ないが⁴⁵、問題は、それ以外の状況、特に商取引の領域においても合法行為による強迫を認めるべきかどうかである。次の控訴院判決 CTN Cash and Carry 事件は、これを肯定した重要判例として多くの裁判例で言及されているものである。ただし、控訴院の姿勢は非常に慎重であり、事案の解決としては強迫の成立を否定した。

CTN Cash and Carry Ltd v Gallagher Ltd⁴⁶

X は卸売業者 Y に大量のタバコを発注したが、Y は誤って本来送付すべき倉庫とは異なる倉庫に配送した。誤配送に気づいた X が Y に連絡し、Y がタバコを回収して正しい倉庫に再配送することで合意した。しかし、再配送が実行される前に、何者かによってタバコが全て盗まれてしまった。Y は、タバコの所有権および盗難のリスクがすでに X に移転していたと誤信し、X に代金の支払いを請求した。当初、X は支払いを拒否したが、支払わなければ今後の取引で信用供与を行わないと Y が脅したため、全額の支払いに応じた。その後、X は強迫を理由として返還を請求した。

上の法理を提唱し、恐喝型の事案もこれに含ませるべきであるとする。

- 45 Davies and Day, *supra* n.36 at 8、および P. S. Davies and W. Day, 'Lawful Act Duress (Again)' (2020) 136 L.Q.R. 7 at 10 は、恐喝はそれ自体が犯罪であるため (Theft Act 1968, s.21)、これらの事案は違法行為による強迫と見るべきであり、合法行為による強迫を支持する根拠にはならないと主張する。これに対する反論として、A. Loke and I. Sin, 'Constructing Lawful Act Duress - Times Travel (UK) Ltd v Pakistan International Airlines Corp'n' (2022) Sing. J.L.S. 239 at 243-244 は、第一に、恐喝罪と合法行為による強迫には「合法行為を用いた搾取」という共通点があり、刑事法が合法であっても搾取的な脅しを恐喝罪として犯罪化しているのであれば、民事法において経済的強迫を違法な脅しに限定するのは不合理であること、第二に、合法行為による強迫における恐喝は、刑事法上の恐喝の定義に縛られるわけではなく、不当な圧力とみなされれば、恐喝罪の成否にかかわらず強迫の成立が認められることを指摘する。また、I. Branford and J. Gardner, 'Reconceiving Wrongdoing in Lawful Act Duress' (2023) 139 L.Q.R. 629 at 632-633 は、恐喝罪のアナロジーの要点は、それ自体は合法的な行為を行うという脅しが一定の状況下で違法なものとなることを示し、同様に合法行為の脅しが要求と結びつくことで不当な行為として強迫を構成する可能性があることを明らかにすることにあり、Davies と Day はこの点を見落としているという。

- 46 [1994] 4 All ER 714.

Steyn 判事は、X の請求を棄却するにあたり、本件の特徴として次の 3 点を指摘した。第一に、独立した商人間の商取引であること、第二に、信用供与は Y の裁量によるものであって Y は契約上の義務を負っておらず、信用供与を停止することは合法的な行為だったこと、第三に、Y は盗難時にすでにリスクが X に移転しており X に代金支払義務があると、誤りではあるが、真にそう信じていたことである。そして、とくに第三の点が決定的に重要であると強調して、次のように述べた。

我々は、法が認める強迫のカテゴリーを拡張することを求められている。そのこと自体は必ずしも悪いことではないが、本件のような商業的文脈において誠実な (bona fide) 請求を追求する「合法行為による強迫」の事案を包含するような拡張は、広範な影響を伴う急進的なものであると思われる。このような拡張は、商取引の交渉過程に重大かつ望ましくない不確実性の要素を導入することになるだろう。……商事法の目的は、当事者間の公正な取引を促進することにあるべきである。しかし、重要な問題が、行為が合法かどうかではなく、道徳的または社会的に容認できるかどうかである場合には、その基準を法があまりに高く設定することは誤りである⁴⁷。

このように Steyn 判事は、「道徳的または社会的に容認できるかどうか」⁴⁸ という基準の下で合法行為による強迫が成立する可能性を認めつつも、それは非常に限定的であろうことを次のように表現している。

保護関係⁴⁹以外の領域、および純粋に商業的な文脈では、「合法行

47 CTN Cash and Carry, *supra* n.46 at 719.

48 この基準は、Birks, *supra* n.19 at 177 で示唆されていたものである。

49 具体的にどのような関係を指すのかは説明されていないが、「推定される不当威圧」において自動的に信頼関係とみなされる関係（いわゆる Class 2A の不当威圧）を想定しているのではないと思われる。たとえば、親と子、後見人と被後見人、受託者と受益者、弁護士と依頼人、医師と患者などである。

為による強迫」が認められる事案は比較的稀であるかもしれない。また、被告が自己の請求に法的な根拠があると誠実に考えていた場合には、強迫の成立は特に難しいかもしれない。この複雑で変化し続ける法分野において、私はあえて「絶対でない」とは言わない⁵⁰。

その予想どおり、同事件後、合法行為によって強迫が成立しうることを傍論として肯定した裁判例はいくつか出されているが⁵¹、実際に合法行為による強迫の成立を認めた裁判例は、次に挙げる 2 つの事件だけである。

Borrelli v Ting⁵²

Y は、巨額の負債を抱えて破綻した A 社の元会長兼 CEO であった。清算に向けて調査が開始されたが、清算資金が乏しかったことなどにより調査は難航した。そこで清算人は、A の株式および上場ステータスを第三者に譲渡することで清算資金を調達することを提案した。このスキームの実行には大多数の株主の同意が必要であり、Y は支配する 2 つの会社を通じて重要な少数株主の地位を占めていた。Y は、元役員として清算人に協力する会社法上の義務を果たさないばかりか、2 社の票をスキームの阻止に利用しようと企み、スキームに反対する議決書を偽造し、虚偽の証拠を清算人に対して提出させた。スキームの承認期限が迫っていた清算人は、Y と間で、Y に対していかなる損害賠償の請求もしないこと、および Y の過去の不正行為に関する全ての調査を中止することを内容とする和解契約を結んだ。これにより、Y および 2 社は反対を取り下げ、スキームは実行された。その後、警察から Y の在任中の不正行為に関する報告を受けた清算人は、和解契約の取消しを主張した。

50 CTN Cash and Carry, *supra* n.46 at 719.

51 Alf Vaughan & Co Ltd v Royscot Trust Plc [1999] 1 All ER (Comm) 856; Marsden v Barclays Bank Plc [2016] EWHC 1601 (QB); The Flying Music Co Ltd v Theater Entertainment SA [2017] EWHC 3192 (QB); Al Nehayan v Kent [2018] EWHC 333 (Comm).

52 [2010] UKPC 21.

スキームに反対することは株主の権利であり、したがって同意を拒否するという Y の脅しは合法的なものだった。それでも枢密院司法委員会は、和解契約は Y の「正当な理由なくスキームに反対し、その反対を支えるために決議書の偽造や虚偽の証拠を用いるという不当な手段の結果」⁵³ として結ばれたものであり、それは「非良心的行為にあたる」⁵⁴ と判断した。そして、清算人には和解に応じる以外に実際的な選択肢がなかったことから、強迫による取消しを認めた。

Progress Bulk Carriers Ltd v Tube City IMS LLC⁵⁵

X は、鉄スクラップを外国の取引先に輸出するために船主 Y からある船舶を傭船した。契約では、Y が船舶を差し替えることは一切認められていなかったが、Y は契約船を X の承諾を得ずに別の傭船者に貸し出してしまった。これは Y の重大な契約違反 (repudiatory breach) にあたる。Y は X に対して過ちを認め、代替船を提供すること、および契約船を使用できないことから生じる全ての損害を賠償すると述べた。しかし、その後 Y は、X が損害賠償請求権の放棄に同意しない限り代替船を提供しないと通告した。Y の約束を信頼して別の船舶を探そうとしていなかった X は、取引先への納品の遅延による巨額の損失を回避するには Y の要求に応じるほかなかったため、抗議しつつもこの条件に合意した。

高等法院は、代替船を提供すると Y が述べたことは拘束力のある合意とはなっていないという仲裁人の認定を承認した⁵⁶。したがって、Y は代替船の提供義務を負っておらず、提供を拒絶することは合法的な行為であった。しかし、高等法院は、契約船を他に傭船したことは Y の重大な契約違反であること、代替船の提供を約束することによって安心であると X を誤信させたこと、時間の経過のために要求を飲まざるを得ない状況に X

53 *Ibid.* at [35].

54 *Ibid.* at [32].

55 [2012] EWHC 273 (Comm).

56 *Ibid.* at [38].

を陥れたことを重視した。「不当な圧力は、商取引においては異例であるが、それ自体は違法ではない行為を含む可能性があり」、Xが損害賠償請求権を放棄することに同意しない限り代替船の提供を拒否することは、「違法であった先行する重大な契約違反と、Yがその違法な行為によって生じた状況を利用した後続の試みの両方の観点から見なければならない」⁵⁷。そして、この両観点から見れば、Yが自己の契約違反とその後の誤導的な行動によって引き起こされた状況のもとで代替船の提供を拒否したことは不当な圧力にあたりと判断して、強迫の成立を認めた。

この2つの事件を合法行為による強迫の事案として位置づけることに異論もある。Borrelli事件の清算スキームへの反対やProgress Bulk事件の代替船の提供拒否は、いずれもそれ以前になされた違法行為、すなわちBorrelli事件では清算人への協力義務違反や偽造・偽証、Progress Bulk事件では重大な契約違反と不可分に結びついた一連の出来事の一部であるために違法性を帯び、したがって違法行為による強迫の事案とみなすべきであるという主張である⁵⁸。この見解に対しては次のような反論がある。両事件において存在した違法行為は、裁判所が圧力の不当性を判断する際の主要な要素ではなく、あくまで背景事情の一部にすぎなかった。Progress Bulk事件で強迫が認定された主たる理由は、船主が自らの代替船提供の約束によって生じた傭船者の時間的切迫に乗じて不利な条件を押し付けたことであった。Borrelli事件でも、裁判所が重視したのは被告の行った不当な手段（その一部としての違法行為）と非良心的な行為だった。

57 *Ibid.* at [42].

58 Davies and Day, *supra* n.36 at 7 and 10; Virgo, *supra* n.25 at 248; Chen-Wishart and Gardner, *supra* n.44 at 83. 特にBorrelli事件では、枢密院司法委員会は脅しが合法であることに全く言及しておらず、圧力の不当性の認定を偽造や偽証と結びつけて行っている。このことから、C. Conte, 'The Continued Obscurity of Economic Duress' (2010) L.M.C.L.Q. 333 at 335、およびD. McLauchlan, 'Lawful Act Duress: Uncertainty after the Quest for Certainty' (2022) N.Z.U.L.R. 31 at 43も、同事件を合法行為による強迫の事案と見ることを疑問視する。

すなわち、どちらの事件でも、裁判所は全ての事情を総合的に考慮した上で、圧力が法的に許容される範囲を超えており不当であると判断したのであり、違法行為の要素に特別な重点を置いたわけではない。したがって、両事件は、それ自体は合法的な行為による脅しが一定の状況下で不当な圧力となると判断された事実として、合法行為による強迫に分類するのが適切である⁵⁹。

このように先例の評価についても議論がある中で、最高裁が合法行為による強迫の存在を明確に承認したのが、次章の Times Travel 事件である。

第4章 Pakistan International Airline Corporation v Times Travel (UK) Ltd⁶⁰

1. 事実

タイムズ・トラベル社（以下、「TT」という）は、パキスタンへの往復航空券を販売する家族経営の零細な旅行代理店であった。一方、パキスタン国際航空（以下、「PIAC」という）は、イギリスとパキスタンを結ぶ直行便を運航する唯一の航空会社であり、そのため TT の経営は PIAC との取引にほぼ全面的に依存していた。2008 年、TT は PIAC と販売代理店契約を締結した。TT の販売手数料はチケット代金の 9% であり、さらに一定の販売目標を達成するとインセンティブとして追加手数料も支払われるという報酬体系であった。また、各当事者は 1 ヶ月前に相手方に通知することで契約を解除できることになっていた。

その後、PIAC と全国の旅行代理店の間で手数料の支払いをめぐる紛争が生じ、多数の旅行代理店が PIAC に対して訴訟を起こしたが、TT は PIAC から友好的な解決が最善であると説明され、この訴訟に参加しなかった。にもかかわらず、2012 年 9 月 14 日、PIAC は TT を含む全ての

59 Loke and Sin, *supra* n.45 at 242-243. また、O. Jackson, 'Unconscionability, Uncertainty and Lawful Act Duress' (2021) 8 J.B.L. 701 at 703-704 も、Times Travel 事件の最高裁判決の多数意見に批判的な立場をとるが、多数意見が両事件を合法的行為による強迫と捉えたことは正しい分析であったと評価する。

60 [2021] UKSC 40.

旅行代理店に対し、同年 10 月 31 日をもって契約を解除すると通知した。この通知には、PIAC が新たな条件で再契約を申し出ることも記載されていた。さらにその 3 日後、PIAC は TT への航空券の割当数を 2 週間あたり 300 枚から 60 枚に突然削減した。この削減は TT の事業にとって大きな打撃であり、これが継続すれば廃業を避けられなかった。しかし、契約の解除および航空券の割当数の削減は、いずれも契約上 PIAC に認められた権利の行使であり、合法的な行為であった。

同年 9 月 24 日、TT は PIAC が提示する新たな契約書に署名した。この契約では、航空券を 7% の割引価格で購入する権利が TT に与えられ、手数料は特定の販売目標を達成した場合にのみ支払われる報酬体系になること、および最も重要な点として、TT が従前の契約に基づく未払手数料の請求権を全て放棄することが規定されていた。

それから約 2 年後、TT は新契約が強迫によって締結されたものであるとして取消しを主張し⁶¹、従前の契約に基づく未払手数料（TT は 120 万ポンドと主張。正確な額は認定されなかったが、少なくとも 80 万ポンドはあったようである⁶²）の支払いを求めて訴えを提起した。

2. 判決

高等法院では、PIAC の圧力が契約締結の原因であったこと、および締結に応じる以外に TT に実際的な選択肢がなかったことについては PIAC も異議を述べなかったため、争点は圧力の不当性に絞られた。Warren 判事は DSND Subsea 事件の多要素アプローチを採用し、PIAC の行為が完全に合法的なものであったとしても、その交渉方法は不当な圧力にあたると判断して、強迫の成立を認めた。ただし、PIAC が未払手数料の支払義務

61 TT は当初、強迫の他に、不実表示（misrepresentation）と 1977 年不公正契約条項法（Unfair Contract Terms Act 1977）に基づく主張もしていたが、これらは高等法院でしりぞけられた後は主張されていない。

62 [2017] EWHC 1367 (Ch) at [75].

は存在しないと真に誤信していたということも認定しており⁶³、この認定が上訴審において非常に重要な意味を持つことになった。

控訴院は、高等法院の判決を覆し、PIACの控訴を認容した。David Richards 判事（他の2判事も同意）は、「合法行為による強迫の法理は、圧力を加える者が自らに権利があると誠実に（good faith）信じる結果を達成するために合法的な圧力を用いる場合には、適用されない」と述べ、さらに「その信念に客観的に見て合理的な根拠があるかどうかは問わない」⁶⁴とした。高等法院の認定ではPIACの要求はこの意味で「誠実な」ものであったため、強迫の成立が否定された。

最高裁は、全員一致でTTの上告を棄却したが、理由付けをめぐってHodge 卿の多数意見（Reed 卿、Lloyd-Jones 卿およびKitchin 卿も同意）とBurrows 卿の少数意見に分かれた。ただし、以下の全ての点について両意見は一致した。

- ① 不当な圧力、因果関係および実際的な選択肢の不存在の3つが強迫の成立要件であること⁶⁵。
- ② イギリス契約法に「合法行為による強迫」が存在すること⁶⁶。
- ③ 商取引法における明確性と確実性の重要さゆえに、合法行為による強迫の概念はあまり広く定義されてはならないこと⁶⁷。
- ④ 広範な要素を考慮する多要素（range of factors）アプローチは否

63 *Ibid.* at [260]. Warren 判事の認定によれば、PIACは、2010年10月、従来の手数料システムを廃止し、手数料の大幅削減を伴う新システムに置き換える旨の通知をTTに対して行っており（これもPIACの契約上の権利であった）、この変更が有効であると信じていた。しかし、Warren判事は、十分な通知がなされた証拠は提出されていないとして、変更は無効であると判断した（[202]）。ただし、その一方で、PIACの行為が誠実だったか不誠実だったかは立証されておらず不明であるとも述べており（[262]）、PIACが支払義務の不存在を真に信じていたという認定との間に矛盾がある。

64 [2019] EWCA Civ 828 at [105].

65 *Times Travel (SC)*, *supra* n.60 at [1] and [78]-[80].

66 *Ibid.* at [1] and [82]-[92].

67 *Ibid.* at [1] and [93].

定されるべきであること⁶⁸。

- ⑤ イギリス契約法に誠実な取引の一般原則（general principle of good faith dealing）は存在しないこと⁶⁹。
- ⑥ 脅しの合法性よりも、要求の性質と正当性に焦点を当てるべきこと⁷⁰。
- ⑦ 自己利益の追求が正当化される商取引においては、合法行為による強迫が認められる事案は稀であること⁷¹。

①は、これまで議論のあった「実際的な選択肢の不存在」が、少なくとも経済的強迫においては独立の要件であることを明確にしたものである。②について、Burrows 卿はその理由として次の3点を挙げている。第一に、「違法な」圧力ではなく「不当な」圧力という判例の文言に合致すること。第二に、恐喝罪は脅しが合法であっても成立し得るのに、民事法の強迫が合法行為を含まないのは矛盾であること。第三に、合法行為による強迫を認めた判例がすでに複数存在すること。③は、⑦とともに合法行為による強迫の成立範囲を限定する必要性を強調する。④は、一部の裁判例でも用いられていた有力な手法を否定するものであるが、Burrows 卿はその理由を次のように説明する。多要素アプローチは違法性（illegality）の抗弁に関する Patel v Mirza⁷² の最高裁判決で採用されたものだが、違法性の抗弁においては、長年にわたり判例が不適切な準則を数多く作り出し、それが法政策上望ましい結果と矛盾する状況を招いていた。このため、最高裁が不適切な準則を廃止し、基礎となる法政策を反映させた多要素アプローチを採用することは最善の解決策であった。これに対し、合法行為による強迫はまだ発展の初期段階にあり、現時点ではコモンローの伝統的

68 *Ibid.* at [1] and [94].

69 *Ibid.* at [1] and [95].

70 *Ibid.* at [1], [88] and [96].

71 *Ibid.* at [1] and [97]-[99].

72 [2016] UKSC 42.

な漸進的手法によって明確化し発展させていくのが適切である。⑤は、近時にも議論の多い信義誠実義務を最高裁があらためて否定した点で重要である。そして⑥では、The Universe Sentinel 事件における Scarman 卿の枠組みを確認している。

意見が対立したのは、⑥の具体的な内容、すなわち圧力の不当性を判断するにあたり「要求の性質」として考慮すべき要素が何であるかという点であった。

(1) Hodge 卿の多数意見

Hodge 卿は判決の冒頭で、「裁判所は、不当威圧に関するエクイティの準則を参照しながら、合法行為による経済的強迫を含む強迫の法理を発展させてきた」のであり、「不当威圧の文脈で契約を強行することが非良心的であると判断される道徳的に非難されるべき行為が、コモンローにおいては強迫の文脈で不当な圧力として扱われてきた」⁷³と述べ、両者の密接な関連性を強調する。その上で、「合法行為による強迫の法理の境界は定まっていない」⁷⁴ことを認めつつ、その成立のために要求される不当な圧力は、エクイティが「非良心的」とみなし、結果として結ばれた契約の効力を否定することを正当化する「道徳的に非難されるべき」行為に限定されるとした。

そして、現在では合法行為による強迫に分類される事案のうち、裁判所が救済を与えたものを分析すると、そこには2つの状況が存在するという。

第1のカテゴリーは、「犯罪行為に関する知識を利用して、犯罪を通報する、または告訴するという明示的または黙示的な脅しにより、原告から個人的な利益を得ようとする場合」⁷⁵と定義され、前章で見た恐喝タイプの事案に対応する。その先例である Williams v Bayley、Kaufman v Gerson および Mutual Finance 事件はいずれも、一方当事者による契約

73 Times Travel (SC), *supra* n.60 at [2].

74 *Ibid.* at [3].

75 *Ibid.* at [4].

の維持または強行が、その当事者の行動を理由に非良心的とみなされた事例であるとする⁷⁶。

第2のカテゴリーは、「被告が原告から契約違反に基づく損害賠償請求などの民事上の請求を受けることになった際に、法が不当とみなす手段を用いて原告を故意に脆弱な立場に追い込み、それによって原告に請求を放棄させる場合」⁷⁷である。Borrelli 事件と Progress Bulk 事件から導き出されたものであり、両事案においては、原告による法的な請求に直面した被告が、非難されるべき手段を用いて原告を他に選択肢のない脆弱な立場に陥れ、請求権を放棄せざるを得ない状況を作り出したことが不当な圧力に該当すると分析した⁷⁸。

PIAC は TT への航空券の割当数を意図的に削減し、そのために未払手数料請求権の放棄の要求に対する TT の脆弱性が増大した。しかし、Hodge 卿は、それだけでは強迫に基づく TT の救済を正当化するために必要な「非良心的」とみなされる「道徳的に非難されるべき」行為には該当しないとし、不当な圧力とは認めなかった。「航空券の削減は独占力の冷徹な行使であり、交渉力の不均衡の法理が存在しない以上⁷⁹、それだけでは不当な圧力とはなりえない。Borrelli 事件や Progress Bulk 事件に見られる行為の非難されるべき特徴のような、それ以上の何かが必要だった」⁸⁰。

76 *Ibid.* at [5]-[9].

77 *Ibid.* at [4].

78 *Ibid.* at [17].

79 *Lloyds Bank Ltd v Bundy* [1975] Q.B. 326 at 339 において Denning 卿は、強迫、不当威圧、非良心的取引を「交渉力の不均衡 (inequality of bargaining power)」という単一の法理に統合できると提唱したが、後に貴族院によって否定された (*National Westminster Bank Plc v Morgan* [1985] 1 A.C. 686 at 708, *per Lord Scarman*)。現在でもこの Denning 卿の傍論は多くの契約法の教科書や学術論文で言及され続けているものの、契約の自由に対する裁判所の過度の介入を招く恐れや、独占力の不当な行使に対する規律は立法に委ねるのが最善であるなどの理由から、否定的に扱うものが大半である。本判決は、最高裁があらためてこの法理の存在を明確に否定したという意義も有している ([3] and [24]-[26])。

80 *Times Travel (SC)*, *supra* n.60 at [57].

(2) Burrows 卿の少数意見

Burrows 卿は、控訴院判決を基本的に踏襲し、合法行為による経済的強迫が成立するのは、脅しが「不誠実 (bad faith)」に行われ、その脅しによって要求に対する相手方の脆弱性を意図的に作出し、または増大させた場合であるとした⁸¹。この「不誠実」という概念は、一般的な誠実義務とは異なるもので、「脅迫当事者が、自分が請求している権利が存在することを真に信じていない、または被脅迫当事者の放棄する請求に対して自分に抗弁事由が存在することを真に信じていないという特別の意味」⁸²であると定義されている。

Burrows 卿はこのアプローチを CTN Cash and Carry 事件から導いている。同事件で Steyn 判事は判断基準を「道徳的または社会的に容認できるかどうか」と表現したが、Burrows 卿の分析では、同事件の売主が盗難のリスクはすでに買主に移転していたと誤信し、自己に代金の支払請求権があると真に信じていたことこそ、圧力の不当性が否定された理由であった。それゆえ、「かりに CTN Cash and Carry 事件において『不誠実な要求 (bad faith demand)』の要件が満たされていたならば、他の事実関係が同じであったとしても、要求は正当化されず、脅しは不当なものともみなされたであろう」⁸³とする。

本件では、PIAC が TT への航空券の割当数を削減したことによって PIAC の要求に対する TT の脆弱性が増大したことは間違いなかった。しかし、PIAC が TT に対して未払手数料の支払義務を負わないと真に信じていなかったという意味での PIAC の要求の不誠実さを TT が立証できなかったことから、強迫の成立は否定されると結論づけた。

両意見における合法行為による強迫の「不当な圧力」の判断基準は、次のようにまとめることができる。Hodge 卿の多数意見によれば、①非良

81 *Ibid.* at [136].

82 *Ibid.* at [102].

83 *Ibid.* at [122].

心的とみなされる非難されるべき手段によって、②請求の放棄の要求に感じる以外の選択肢がない脆弱な立場に意図的に相手方を追い込んだことである。一方、Burrows 卿の少数意見では、①自己に権利または抗弁事由があると真に信じていないという意味で不誠実な要求を行ったこと、および②その要求に対する相手方の脆弱性を意図的に作出し、または増大させたことである⁸⁴。

それぞれの②はほぼ重なり⁸⁵、主要な違いは①にある。Burrows 卿によれば、PIAC は②を満たしていたものの、①の「不誠実な要求」を満たしていなかった。したがって、もし PIAC が自己に支払義務はないと真に信じてはいなかったことを TT が立証できていたならば、強迫の主張は認められたであろう。これに対して Hodge 卿は、たとえ PIAC の要求が不誠実に行われたとしても、それだけでは強迫の不成立という結論は変わらないと明言する⁸⁶。不誠実な要求だけでは、非良心的または非難されるべき

84 McLauchlan, *supra* n.58 at 36 は、Burrows 卿が「相手方の脆弱性の作出または増大」を「不誠実な要求」と並ぶ独立の要件と考えているのかどうかは明らかではないと指摘する。たしかに、Burrows 卿は、CTN Cash and Carry 事件では相手方の脆弱性の作出や増大はなかったとしながら、もし不誠実な要求の要件が満たされていれば、「他の事実関係が同じであったとしても」、強迫の成立が認められたであろうと述べている。Burrows 卿はこれに続いて、「被告は、自己の独占的地位のために原告が非常に脆弱な立場にあることを知っていたはずである」とも述べており、「相手方の脆弱性の作出または増大」は、積極的な作為である必要はなく、当事者間の関係や状況などから推認される単なる脆弱性の認識でも足りる、かなり緩やかな要件として考えている可能性がある。

85 ただし、Hodge 卿の意見には Burrows 卿のように脆弱性を「増大した」という言葉は見られず、脆弱な立場に「追い込んだ (manoeuvre)」という表現が一貫して用いられている。これは、脆弱性を新たに「作出した」場合に限るといふ趣旨とも解釈できる。そうであれば、この点こそが本件において Hodge 卿が強迫の成立を否定した理由であった可能性がある。PIAC が航空券の割当数を自由に変更できるという当初の契約の下で、もともと TT の立場は脆弱だったのであり、実際の削減によって TT の脆弱性が新たに作り出されたわけではないからである (see McLauchlan, *ibid.* at 36-37)。しかし、Burrows 卿の、「原告が (独占のために) すでに弱い立場にあったという事実は、原告がより強い交渉力を持っていた場合に比べて、合法行為による経済的強迫の主張の価値を低めるものではない」([132]) との指摘には説得力がある。

86 Times Travel (SC), *supra* n.60 at [3].

行為となる閾値に達しない。そのレベルに至るには、Borrelli 事件における清算人への協力義務違反や偽造・偽証、Progress Bulk 事件における備船契約の重大な違反のような、「それ以上の何か」が必要である。この点に関しては、脅迫当事者が自らの過去の義務違反から脅しの力を引き出していることを重視する見解もある⁸⁷。先行する契約違反等の有無は基準として比較的明確であるが、本件においても高等法院は PIAC が多額の手数料を支払わなかったことによって契約違反を犯したと認定している⁸⁸。したがって、Hodge 卿の「それ以上の何か」を満たすためには、自己の過去の契約違反を単に利用するだけでは不十分であることになる。

このように、多数意見のアプローチは、合法行為による強迫の法理を承認しつつも、その範囲を非常に厳格に限定しようとするものであると言える。

(3) Burrows 卿の見解に対する Hodge 卿の批判

Hodge 卿は、Burrows 卿の「不誠実な要求」を支持できない理由として、次の 4 点を挙げている。

第一は、イギリス契約法には信義誠実の一般原則は存在しないことである⁸⁹。しかし、Burrows 卿も、合法行為による強迫に信義誠実の一般原則を適用することは、「イギリス契約法を急進的に前進させることであり、それによって引き起こされる不確実性は、支払うに値する代償とは思えない」⁹⁰と強調しており、不誠実な要求における「不誠実」を、自分が相手方に対して請求権を有すると真に信じていない、または相手方の請求に対する抗弁事由を有していると真に信じていないという意味に厳密に限定している。

87 Atkins, *supra* n.28 at [14.19]-[14.22]. また、Branford and Gardner, *supra* n.45 at 645-646 は、脅迫者の以前の違法行為と脅しが直接関連していることを非良心性に代わる新たなアプローチとして提唱する。

88 Times Travel (HC), *supra* n.62 at [73]-[75].

89 Times Travel (SC), *supra* n.60 at [49].

90 *Ibid.* at [95].

第二は、自己に権利があると真に信じていないのに金銭の支払いを請求する場合と、契約締結前の交渉過程において契約締結の条件として相手方に金銭の支払いを要求する場合とを区別することは困難であることである。Burrows 卿のように前者で強迫の成立を認めるのであれば、後者でも同様となるはずだが、それでは商取引の交渉過程への不当な介入になるという批判である⁹¹。これに対して Burrows 卿は、契約締結前の段階では当事者にまだ権利が何も生じていないため、自己に権利があると真に信じていないという意味での不誠実さを問題にする余地がない、すなわち「不誠実な要求」の要件には当事者間に法的な権利義務関係が存在している（典型的には、既存の契約関係がある）ことが必要であり、それが両者の違いであると反論している⁹²。

第三は、Burrows 卿の「合法行為による強迫の概念の拡張は、商取引の領域に受け入れがたい不確実性を生じさせる危険がある」⁹³ ことである。しかし、Burrows 卿は、被告の行為が「非良心的」、「非難されるべき」または「不当な手段」を用いたものでなければならないという Hodge 卿の基準こそ商取引に多大な不確実性をもたらす恐れがあり、合法行為による経済的強迫を認める上で欠かすことができない適切な確実性を提供するのには「不誠実な要求」の要件であると応じている⁹⁴。このように互いのアプローチにおける不確実性を強く指摘し合ったことは、本判決に対する評価に少なからぬ影響を与えている。

第四は、脅迫当事者の主観的な不誠実さ、すなわち自己が相手方に対する請求権を有すること、または相手方の請求に対する抗弁事由を自己が有することについての真正な信念を欠いていたことの証明責任は、強迫の成立を主張する当事者が負うが、その証明は実際には困難であるため、「不

91 *Ibid.* at [49]. Burrows 卿も後者の場合に強迫が成立しないことは明らかであると述べている ([125])。

92 *Ibid.* at [125] and [135].

93 *Ibid.* at [50].

94 *Ibid.* at [130].

誠実な要求」の要件は限定的な有用性しか持たないということである⁹⁵。これにも Burrows 卿は、裁判所は当事者が特定の信念を真に抱いていたかどうかを判断することに精通しており、また、脅迫当事者の信念が明らかに不合理である場合には立証責任が脅迫当事者に転換されることが想定されると反論している⁹⁶。

3. 検討

本判決に対する評釈には、Hodge 卿の多数意見を支持するものもあるが⁹⁷、批判的なものが多い⁹⁸。多数意見に対する批判は、主として「非良心的」な行為という基準の不確実性に向けられている。

Hodge 卿は、CTN Cash and Carry 事件の「道徳的または社会的に容認できるか」という基準も、諸事情を広範に考慮する多要素アプローチも否定し、さらに一般的な信義誠実の原則に基づいて判断すべきでもないとしたが、代わりに採用した非良心性の基準については、商取引において合

95 *Ibid.* at [51].

96 *Ibid.* at [118]. Jackson, *supra* n.59 at 707 は、法が契約の拘束力を重視する以上、合法行為による強迫を理由とする契約取消しのハードルが高いのは、むしろ当然であるという。また、R. Ahdar, 'Lawful Act Duress after *Times Travel*' (2021) 17 Otago L. Rev. 169 at 179-180 も、合法行為による強迫が成立するのはごく例外的な場合に限られるべきであり、要件の立証の困難さはその性質に合致しているという。

97 T. Pilkington and D. Winterton, 'The Possibility of Lawful Act Economic Duress: *Pakistan International Airlines Corp v Times Travel (UK) Ltd*' (2023) 86 M.L.R. 238 at 246-248.

98 Burrows 卿の少数意見を支持するものとして、Jackson, *supra* n.59 at 704-705 and 706-707; Ahdar, *supra* n.96 at 183; McLauchlan, *supra* n.58 at 46; W. Day, 'Duress and Uncertainty' (2022) 138 L.Q.R. 194 at 198-199. 多数意見・少数意見の両方を批判するものとして、H. Sanderson & H. Cooney, 'A Fall between Two Stools: The Supreme Court Confines Lawful Act Duress' (2022) 73 N.I.L.Q. 546 at 552-553; I. Branford and J. Gardner, 'Cause I Gotta Have (Bad) Faith' [2022] L.M.C.L.Q. 64 at 68; Branford and Gardner, *supra* n.45 at 637; Chen-Wishart and Gardner, *supra* n.44 at 80-84 and 89. また、H. Cooney and H. Sanderson, 'Illegitimate Pressure in the Law of Duress' [2022] L.M.C.L.Q. 496 at 503-507 and 517-522 は、多数意見の非良心性の概念を不確実と批判し、Burrows 卿の定義による good faith を考慮要素の一つとする新たな多要素アプローチを提唱する。

法行為による強迫が認められるのは稀であるという以外に、具体的な内容は何も示していない。強迫にはエクイティ上の法理である不当威圧や非良心的取引 (unconscionable bargains) と重複する部分があると述べられているが⁹⁹、これらの法理の類推によって非良心的性の内容が明らかになるわけではない。エクイティにおける非良心的性は「曖昧なことで有名で、議論の多い」¹⁰⁰ 概念であり、これらの法理においても非良心的性は「裁判所の良心を揺さぶる」や「不正に得た取引の利益を保持することがエクイティおよび良心に反する」などと表現され¹⁰¹、明確な定義があるわけではない。そのため、非良心的性の認定は事案ごとに様々な事情を柔軟に考慮して行われることになるが、Hodge 卿はこのような多要素アプローチを否定しており、整合性に欠けるように見える¹⁰²。

また、Hodge 卿は、信義誠実の原則を否定しながら、強迫の成立には「不誠実な、または同様に非難されるべき」¹⁰³ 行為や手段が必要であるとし、「不誠実」を「非難されるべき」や「非良心的」と同義のように用いている。さらに、「不誠実さは、合法行為による強迫において、既存の権利を行使する資格があることや放棄を要求している請求に効力がないことについての単なる信念の欠如よりも広範な役割を果たす」¹⁰⁴ とも述べている。このような「不誠実」の概念をめぐる混乱が、基準をいっそう不明確なものにしている。

多数意見の基準の適用の難しさは、Times Travel 事件そのものがよく示している。Hodge 卿は、PIAC が航空券の割当数を突然削減したことは「独占力の冷徹な行使」の一例にすぎず、その行為を「非難されるべき手段」のレベルに引き上げるには「それ以上の何か」が必要であるとした¹⁰⁵。一

99 Times Travel (SC), *supra* n.60 at [25].

100 Virgo, *supra* n.25 at 243.

101 Alec Lobb Ltd v Total Oil (Great Britain) Ltd [1983] 1 W.L.R. 87 at 95.

102 McLauchlan, *supra* n.58 at 44; Jakson, *supra* n.59 at 704.

103 Times Travel (SC), *supra* n.60 at [59].

104 *Ibid.* at [56].

105 *Ibid.* at [57].

方、Burrows 卿にとって、航空券の割当数を削減して TT の脆弱性を高め、それを利用して請求権放棄の要求を行ったことは、単なる独占力の行使を逸脱した行為であり、Hodge 卿のいう「それ以上の何か」に他ならなかった¹⁰⁶。それゆえ、強迫の成立を否定するには「不誠実な要求」の要件が必要であった。このように、取引上許容される範疇を超え、非良心的または非難されるべき行為に該当するか否かは、最高裁判事の間でも判断が分かれる難問であった。

さらに、合法行為による強迫の成立範囲についても、Hodge 卿が特定した2つのカテゴリー以外は認められないのか、および第2カテゴリーは「請求の放棄」を要求する場合に限られるのかが明らかではない。かりに両方の点で限定されるとすると、CTN Cash and Carry 事件のように義務の履行を相手方に要求する場合や、Progress Bulk 事件の状況において、船主が傭船者に対して損害賠償請求権の放棄ではなく、代替船提供の見返りとして法外な額の支払いを要求する場合など、放棄の要素を伴わない事案はそのことだけで合法行為による強迫の可能性が否定され、成立範囲が著しく狭まることになる。実際、その後の下級審判決には、2つのカテゴリーのいずれにも該当しないことを理由に強迫の抗弁をしりぞけたものがある¹⁰⁷。

Times Travel 事件から約1年半後、最高裁は再び合法行為による強迫に関する重要な判決を下すこととなり、この法理をさらに深く検討し明確化する機会を得た。

106 *Ibid.* at [132].

107 *Jewkes v Watson* [2023] EWHC 2993 (Ch) at [66]. 父の債務の第三者弁済を子が引き受けた事案。債権者による略式判決（後掲注 109 参照）の申立てにおいて、高等法院は、子による強迫の抗弁はどちらのカテゴリーにも該当しないために成功の現実的見込みがないとした。

第5章 The Law Debenture Trust Corporation plc v Ukraine¹⁰⁸

1. 事実

2013年12月、ウクライナはロシアを唯一の引受人とする30億米ドル相当のユーロ債を発行した。ウクライナは利息を3回支払ったが、2015年12月に支払期日が到来した元本および最終の利息の支払いを拒否した。2016年2月、ロシア財務省は債券の受託者である英国法人 Law Debenture Trust（以下、「受託者」という）に対し、ウクライナに対する強制執行手続を開始するよう指示した。信託証書には、イギリス法を準拠法とし、イギリスの裁判所に専属管轄権があることが盛り込まれていた。そこで受託者は、高等法院でウクライナに対する訴訟手続を開始し、原告の主張が極めて明白な場合に裁判を回避するために用いられる略式判決 (summary judgment)¹⁰⁹を申し立てた。

2. 判決

ウクライナが主張した抗弁は多岐にわたるが¹¹⁰、以下では強迫の抗弁に絞って論述する。強迫に関するウクライナの主張の要点は、ウクライナの

108 [2023] UKSC 11. 本件の最高裁審理は、2019年12月に4日間にわたって行われた後、2021年8月のTimes Travel事件の最高裁判決を挟んで、2021年11月に2回目の審理が開かれた。この2回目は強迫の問題を扱う追加の一日であり、Times Travel事件の最高裁判決が本件への適用を視野に入れて下されたことが分かる。また、判決内では全く言及されていないが、本件の両当事者はTimes Travel事件の最高裁審理に訴訟参加 (intervention) しており、受託者側は合法行為による強迫の法理が否定されるべきことを、ウクライナ側は同法理が存在し bad faith の基準に従って判断されるべきことをそれぞれ主張した。see Sanderson and Cooney, *supra* n.98 at 554.

109 正式事実審理 (trial) を経ることなく判決を下す手続であり、裁判所が、請求、抗弁または争点について当事者が成功する現実的な見込みがないと判断し、かつ、事件または争点を正式事実審理に付すべき他のやむをえない理由がない場合に認められる (The Civil Procedure Rules 1998, Rule 24.3)。

110 ウクライナが債券発行に係る契約締結能力を欠いていたこと、財務大臣に債券発行の権限がなかったこと、国際法上の対抗措置 (countermeasures) の法理がイギリス契約法の一部になりうることなど。これらの抗弁は、高等法院から最高裁まで、理由は同じではないが全てしりぞけられている。

EU 接近を警戒するロシアの圧力によって、ウクライナが他の国際資本市場で資金を調達する手段を失い、債券の発行を通じてロシアに金融支援を求めるしかない状況に追い込まれたということにあった。この圧力は、ウクライナ領土への軍事力行使の脅迫（債券の発行後、2014年のクリミア侵攻・併合によって現実化した）だけでなく、様々な経済的圧力にも基づいていた。具体的には、各種の貿易制限措置の発動や強化、ロシアの銀行にウクライナの企業に対する破産手続を開始させる旨の脅し、共同プロジェクトの中止、その他多くの産業における協力関係からの撤退の脅しなどである¹¹¹。

高等法院は、ウクライナが主張するロシアの武力行使の脅迫および経済的な圧力は、いずれも *Belhaj v Straw*¹¹² における外国の国家行為 (foreign act of state) の法理、特に *Neuberger* 卿の第3準則である「国内裁判所は外交上の問題における外国政府の行為の合法性を判断しない」¹¹³ の範囲内にあり、したがって司法判断の対象にならないとした。ロシアの行為の合法性を裁判所が審査しない以上、ウクライナは不当な圧力を受けたことを証明することができず、強迫の抗弁が成功する見込みはない。そのため高等法院は受託者の主張を認める略式判決を下したが、当事者双方に控訴を許可し、その結果が出るまで略式判決の執行を停止した¹¹⁴。

控訴院は、強迫の抗弁に関する高等法院の判断を覆し、受託者に略式判決を申し立てる権利はないとの判決を下した。そのために控訴院は、まずイギリスの裁判所が強迫の抗弁を審理するための「国内の足掛かり (domestic foothold)」¹¹⁵ があることを認め、次に国内の足掛かりが存在す

111 *Law Debenture (SC)*, *supra* n.108 at [119], [145] and [151].

112 [2017] UKSC 3.

113 *Ibid.* at [123].

114 M. Feria-Tinta and A. Wooder, 'Sovereign Debt Enforcement in English Courts: Ukraine and Russia Meet in the Court of Appeal in US \$3 Billion Eurobonds Dispute' (2018) 33 *J.I.B.L.R.* 73 at 75-76.

115 [2018] EWCA Civ 2026 at [159]. 国内の足掛かり（国内法の問題を判断するために国際法の問題を決定する必要がある状況）として控訴院は、圧力の不当性で重要なのは行為が道徳的または社会的に受け入れられるものかどうかで

るにもかかわらず強迫の抗弁を司法判断不適合とすべきかどうかを検討した。そして、武力行使の脅迫に焦点を当て、いちおう外国の国家行為の法理が適用されると認めつつ、公序（public policy）の例外に該当するため、裁判所による審理が正当化されると結論づけた。

最高裁は、結論的には全員一致で受託者の上告をしりぞけたが、理由づけは Reed 卿、Lloyd-Jones 卿および Kitchin 卿の多数意見（Hodge 卿も同意）と Carnwath 卿の一部反対意見に分かれた。

多数意見は、高等法院および控訴院とは対照的に、強迫の抗弁を完全にイギリス法の問題と捉え直した。Times Travel 事件で合法行為による強迫が承認された以上、ロシアの行為が国際法上違法であるかどうかを判断する必要はなく、イギリス法の強迫法理のもとで強迫を構成するかどうかだけが裁判所の審理の対象になる¹¹⁶。

その上で多数意見は、強迫の伝統的な分類に従う必要性を次のように述べた。

契約に対する当事者の同意が相手方の圧力に影響された場合に最初に問題となるのは、その圧力がイギリス法によって契約締結の不当な理由とみなされる種類のものである。人に対する強迫や物に対する強迫は、不当な圧力の明確な例である。一方、経済的圧力は必ずしも不当なものではなく、特に脅迫された行為が合法である場合は

あるという CTN Cash and Carry 事件における Steyn 判事の見解に依拠した。「国際的な場における国家間の関係では、道徳的および社会的基準は、純粋に国内的な商業的文脈におけるものより緩やかであるが、国際法は国家間で適用される合理的に決定された行動基準を定めるものである。我々の見解では、強迫法がこの基準を本件における不当な圧力の適切な基準として扱うべきでないとする理由は存在しない。」〔160〕

116 高等法院での訴答手続におけるウクライナの主張は、ロシアの行為は国際法に違反するために強迫に該当するというものであり、すなわち違法行為による強迫に基づいていたが、Times Travel 事件の最高裁判決を踏まえて、最高裁での審理では合法行為による強迫に主張を切り替えた。このウクライナの方針変更が、多数意見が外国の国家行為の法理の議論を回避する上で非常に重要な意味をもった。

なおさらである¹¹⁷。

この分類に従い、貿易制限措置による経済的強迫と、人および物に対する強迫に該当する武力による物理的強迫に分けて検討がなされた。

(1) 経済的強迫

多数意見によれば、Times Travel 事件の最高裁判決の主要な意義は、行為が「道徳的または社会的に容認できないかどうか」という広範な基準を否定し、強迫とエクイティ法理、特に非良心性の概念との関連性をあらためて強調したことにある¹¹⁸。本件においてウクライナの経済的強迫の抗弁が成功するには、まずロシアの貿易制限による経済的な圧力が非良心性の基準を満たして不当な圧力と評価されることが必要である。ただし、本件は Times Travel 事件で Hodge 卿が特定した合法行為による強迫の 2 つのカテゴリー、すなわち恐喝型の第 1 カテゴリーにはもちろん、「不当な手段によって原告を脆弱な立場に追い込み、それによって原告に請求を放棄させる場合」という第 2 カテゴリーにも該当しない。ウクライナが主張しているのは、ロシアが不当な経済的圧力によってウクライナを脆弱な地位に陥れ、それによって契約（債券発行およびそれに関連する諸契約）を締結させたというものである。本件で経済的強迫の成立が認められるならば、早くも第 3 のカテゴリーが生まれることになる。

結論から言えば、多数意見はこれを否定した。「政治的な目的を達成するために他国に圧力かける手段として貿易制限を課したりその脅迫をしたりすることは、古典時代から国家の武器の一部だった」のであり、「経済制裁や禁輸、保護主義は、現代の世界においてもより広範に、国家運営の正常かつ重要な側面であり続けている」¹¹⁹。ロシアの貿易制限は、主権国家が自国の利益を追求するためにこのような措置を用いた例の一つにすぎ

117 Law Debenture (SC), *supra* n.108 at [142].

118 *Ibid.* at [141].

119 *Ibid.* at [152].

ない。このような措置によって加えられた圧力がイギリス法において強迫を構成したことはこれまでなく、この種の措置が本質的に不当であるとか、公序に反していると考えすることはできない¹²⁰。そして、この判断は、ロシアの措置がウクライナとの貿易協定に違反しているという理由だけで変わることはない。これらの条約はイギリスの国内法に組み込まれていない国際法であり、国際法と国内法は独立した領域で運用されるという二元主義をとるイギリスでは、立法府によって国内法に組み込まれていない国際条約は、国内における権利や義務の源泉とはなり得ないからである¹²¹。

(2) 武力による物理的強迫

2013年9月、ロシアはウクライナに対し、EUとの連合協定に調印すればウクライナの親ロシア派地域の分離運動を軍事支援する可能性があることと威嚇した。当初ウクライナは、これは自衛のため以外の武力による威嚇や行使を禁止する国際法のユス・コーゲンスに反し、したがって違法行為による強迫にあたりと主張した。その結果、高等法院でも控訴院でも、国際法上の合法性の判断を必要とするために外国の国家行為の法理の適用を受けるとされた（ただし、控訴院は公序の例外の適用を認めた）。これに対し最高裁では、経済的強迫と同じく、国際法違反の有無とは無関係に、ロシアの行為がイギリス法のもとで不当であったかどうかという問題に構成し直された。

ロシアによる武力行使の脅迫は、ウクライナの国民や軍人の安全に対する脅迫に他ならない。多数意見によれば、人の生命・身体に対する脅迫は、正当防衛などにより正当化されない限り、常に不当なものと扱われてきたのであり¹²²、「契約締結の圧力が不当である場合、それが私人や団体によるものであろうと、国家によるものであろうと、原則として違いはない」¹²³

120 *Ibid.* at [153].

121 *Ibid.* at [156]-[157] and [164].

122 *Ibid.* at [176].

123 *Ibid.* at [178].

ため、ロシアの脅迫は不当な圧力となりうる。また、人に対する強迫においては、因果関係は脅しが契約締結の「理由の1つ」であれば足り、「自国民や軍隊に対する責任を考えれば、政府が自国民や軍隊の安全に対する強迫に無関心でいることはほとんどできない」¹²⁴ ことから、この要件は容易に満たされうる。さらに、実際に武力が行使されれば国有財産を含むウクライナの財産が破壊・毀損されることはほぼ不可避であるから、武力行使の強迫は同時に物に対する強迫ともなりえ、これは基本的に人に対する強迫と同様に考えることができる¹²⁵。

以上の理由から、多数意見は、ロシアの経済的な圧力が経済的強迫となる可能性を否定する一方、武力行使の強迫は人および物に対する強迫を構成する可能性があり、これは事実審理を経てはじめて決定できる問題であるため、ウクライナは正式な訴訟手続で強迫の抗弁を主張することが許されると結論づけた¹²⁶。

3. 検討

複雑な国際情勢を背景とする本件は「通常のイギリスの契約紛争ではない」¹²⁷ もの、将来の通常の契約紛争にも広範な意義をもつ重要な判示が

124 *Ibid.* at [179].

125 *Ibid.* at [183]. 一部反対意見を述べた Carnwath 卿は、経済的圧力と武力威嚇が統一的に展開された一連の行動の一部として行われている以上、この2つを峻別して前者を後者の単なる背景として扱うことは不適切であると多数意見を批判した。また、主権国家間の取引に関わるものである場合、国際的な面での違法性の申立てを排除することは非現実的であり、不必要でもあると論じ、ロシアの武力による強迫に関するウクライナの主張は、国際法上の違法行為による強迫を理由として正式事実審理に進めるべきであると主張した（[219]-[220]）。

126 したがって、いずれ本件は公開の法廷で審理されることになるが、ウクライナの人・物に対する強迫の抗弁が成功し、債券発行の取消しが認められた場合でも、ウクライナが得た30億ドル相当の融資金が不当利得となることは避けられず、ウクライナはロシアによる不当利得返還請求という新たな難題に直面する可能性が高い。see A. Sanger and J. O'Sullivan, 'Russian Threats of Force against Ukraine may Constitute Duress in English Contract Law' (2024) 83 Cambridge L.J. 1 at 5.

127 Law Debenture (SC), *supra* n.108 at [212], *per* Lord Carnwath.

いくつも含まれている。

第一に、多数意見は、経済的強迫の成立を否定するにあたり、本件が Times Travel 事件で Hodge 卿が特定した 2 つのカテゴリーのいずれにも該当しないということを理由にしなかった。これは、合法行為による強迫がこの 2 つのカテゴリーに限定されるとの解釈を否定するものである。一方で、合法行為による強迫の拡張には慎重であるべきであるという Hodge 卿の警告にも注意を促しており¹²⁸、その成立範囲を制限する必要があるという指針は維持されている。しかし、今後、合法行為による強迫の新たなカテゴリーが認められる可能性があることが明らかになった。

第二に、圧力の不当性について、Times Travel 事件では「非良心的」と「非難されるべき」という 2 つの形容詞が同義語のように使われており、その関係が曖昧であったが、本判決は「非良心的」のみを用いており、非良心性が圧力の不当性の判断基準であることが明確になった。また、ロシアが以前に犯した貿易協定違反を考慮に入れることなく非良心性の判断を行ったことから、脅迫当事者による過去の契約違反等の存在は、非良心性の認定における重要な考慮要素とはなり得ても、必須の要件ではないことが示された。

第三に、CTN Cash and Carry 事件における行為の道徳的または社会的許容性に基づく広範な基準を否定する際に、この基準には「一部の裁判官の見解では、当事者が契約上の誠実義務に違反して行動したかどうかが含まれる」¹²⁹と付け加えて、誠実（または不誠実）が圧力の不当性の判断に関係しないことをあらためて強調した。これは、直接的には DSND Subsea 事件とそれに従う裁判例が採った多要素アプローチを指していると考えられるが、それに加えて、Times Travel 事件の Hodge 卿の意見に見られた誠実の概念の役割をめぐる不明確さを払拭するとともに、Burrows 卿の「不誠実な要求」が判決理由を構成していないことを確認

128 *Ibid.* at [142].

129 *Ibid.* at [140].

する意図もうかがわれる¹³⁰。

第四に、「人に対する強迫を構成するためには、脅しがイギリス法のもとで違法である必要はない」¹³¹と明言し、さらに物に対する強迫についても、「基本的には、人に対する強迫の場合と同様の考慮事項が、必要な変更を加えたうえで適用される」¹³²とした。これまで、人・物に対する強迫は違法行為によるものであることが前提とされ、合法行為による強迫はもっぱら経済的強迫について論じられてきた。しかし、多数意見は、外国の国家行為の法理の適用問題を引き起こすロシアの行為の合法性判断を回避するために、強迫の成立にとって必要なのは脅しが違法であることではなく、非良心性の基準で判断される不当性の要件を満たすかどうかであるという Times Travel 事件の合法行為による強迫の法理を、人・物に対する強迫にまで及ぼした。もっとも、多数意見は「人および物に対する強迫は常に不当とみなされてきた」¹³³とも述べており、人・物に対する強迫の成立範囲に影響を与えることを想定していないのは間違いない。しかし、この「拡張」によって強迫の成立範囲が拡大する可能性を指摘する見解もある¹³⁴。

130 既に混乱が生じており、Soteria Insurance Ltd (formerly CIS General Insurance Ltd) v IBM United Kingdom Ltd [2022] EWCA Civ 440の控訴院は、商事契約における明示的な誠実条項の解釈に関して Times Travel 事件に言及し、同判決を次のように要約している。「最高裁は、『不誠実な要求』とは、単に商業的な自己利益に基づくものではなく、要求を行う当事者が自己の主張する法的権利が存在していないことを知りつつ要求を行う場合のように、非難されるべき、または非良心的な行為に裏付けられたものであると述べた。」([123], *per Coulson L.J.*)

131 Law Debenture (SC), *supra* n.108 at [177].

132 *Ibid.* [183].

133 *Ibid.* [148].

134 M. Teo, 'Anxieties about International Law: Law Debenture v Ukraine' (2024) 87 M.L.R. 744 at 753-754. たとえば、AはBに対して損害賠償請求権を有するが、Bに十分な資力がないため、より少額での和解を申し入れ、応じなければBの財産を差し押さえて売却すると脅し、その結果、Bが和解に応じるようになったとする。Aの脅しがBの同意の重要な原因であり、またBには和解に応じる以外に実際的な選択肢がなかったのが明らかなこのケースにおいて物に対する強迫の成立が否定される唯一の理由は、Aの要求が合法であることであるが、人・物に対する強迫においても脅しの違法性が要件であるこ

第五に、人に対する強迫と物に対する強迫を基本的に同じように扱うとしたことは、因果関係の要件に影響する可能性がある。従来、物に対する強迫には経済的強迫と同様に but for 基準が適用されると一般に考えられてきたが、多数意見が述べるように人に対する強迫と同じであるならば、物に対する強迫においても脅しが契約締結の「理由の1つ」であれば足りることになる。「必要な変更を加えよう（mutatis mutandis）」という留保に因果関係を除外する意図があるかは明らかではなく、因果関係についての判示部分では人に対する強迫だけが論じられ、物に対する強迫には全く言及がないため¹³⁵、この問題は今後の議論に委ねられるが、本判決を受けて、人および物に対する強迫における因果関係の基準は同一であると明言する見解もあらわれている¹³⁶。

第6章 おわりに

2つの最高裁判決によって、合法行為による強迫の法理がイギリス契約法に存在すること、および同法理の適用範囲を画する基準が行為の非良心性であることが確立した。ただし、この非良心性の閾値は非常に高く設定されており、単なる商取引上の圧力を超えた非良心的で不当な圧力と認められるのは、ごく例外的な場合に限られる。合法行為による強迫を否定する立場と肯定する立場の双方を満足させようとする折衷的なアプローチと言える。しかし、学説の反応を見る限り、その意図は必ずしも成功してい

とを否定した本判決は、Aの行為が合法であるということだけではなお強迫の成立の可能性があるという「信じがたい結果」を招いているという。また、P. Mitchell, 'No Ordinary English Contract Dispute' [2023] L.M.C.L.Q. 392 at 398 は、第三者に対する強迫の事案である Royal Boskalis Westminster NV v Mountain [1997] EWCA Civ 1140（多数の被用者を人間の盾に用いるとの脅しがなされた事案）でも控訴院は行為が非良心的であることを重視しており、人に対する強迫は当然に不当であるという多数意見の見解は判例法上説得力がないだけでなく、非良心性の分析の重要性が覆い隠されてしまい、Times Travel 事件で認められた非良心的行為の新たなカテゴリーの発展が閉ざされる恐れがあると批判する。

135 Law Debenture (SC), *supra* n.108 at [196].

136 Virgo, *supra* n.25 at 236.

ないようである。

非良心性を判断基準とすることから生じる第一の問題は、不当威圧や非良心的取引といった、同じく非良心性に基づくエクイティ上の法理との関係である。これらの法理は、伝統的に狭い範囲に限定されていたコモンロー上の強迫を補完する形で発展してきたものであるため、強迫の拡張ともなって重複が生じるのは避けられない。最高裁は、不公正な取引を規律する一般原理としての交渉力の不均衡法理や信義誠実義務を強く否定しており、非良心性という包括的概念の下に強迫・不当威圧・非良心的取引を統合することを想定していないのは明らかである¹³⁷。しかし、合法行為による強迫が成立する場合に他の法理による救済も可能であるならば、最高裁が合法行為による強迫の法理の存在をあえて認めた意義が問われることになる。

イギリスにおける非良心的取引の法理は、状況から生ずる脆弱性の利用まで広く含むカナダやオーストラリアとは異なり、相手方の貧困、無知、病気などの属性的な脆弱性や障害を利用して契約を締結させた場合に限定されているため、強迫の適用領域と区別することが一応可能である。これに対し、不当威圧、特に現実の不当威圧は、Hodge 卿の第 1 カテゴリー（恐喝型）に属する事案が過去に不当威圧の問題として扱われていたことから明らかなように、強迫と重なる部分が多い。かつては、不当威圧は契約の取消しを主張する原告の意思や合意が被告の影響力によって損なわれたことに基づくものであるとする見解が有力であり¹³⁸、被告が不当な圧力をかけたことに焦点を当てる強迫とはこの点で異なるとされていた。しかし、現在では、不当威圧においても被告が影響関係を不当に利用したこ

137 このような統一法理に関する諸理論の検証については、M. Moore, 'Why Does Lord Denning's Lead Balloon Intrigue Us Still? The Prospects of Finding a Unifying Principle for Duress, Undue Influence and Unconscionability' (2018) 134 L.Q.R. 257 を参照。Moore 自身は、契約締結に関する相手方の意思決定の自律性が著しく制約されていることを利用したか否かという統一的な基準を提唱する。

138 e.g. Birks and Chin, *supra* n.44.

とを重視するアプローチへの移行が見られ¹³⁹、両法理の境界がさらに不明瞭になっている。合法行為による強迫が独自の存在意義を失わないためには、それぞれの法理の役割と適用範囲を再検討することが課題となろう。

第二の、より重要な問題は、非良心性の概念そのものの曖昧さである。Hodge 卿は、「非良心性は、文脈を無視して広範に適用される包括的な基準ではない」¹⁴⁰と述べるものの、非良心性のより明確な定義や、どのような事実関係がその認定をもたらすかについて具体的な指針を示さなかった。このような不明確な基準に依拠することは、経済的強迫の法理にさらなる不確実性をもたらすと批判が多くの学説によってなされている。

その一方で、こうした批判は行き過ぎであり、商取引において合法行為による強迫が認められることは極めて稀であるという判例の趣旨は明確であるため、商取引の実務に大きな影響を与えることはないだろうとする見解もある¹⁴¹。また、契約法にとって確実性は唯一の目的ではなく、公正な結果を確保することも重要な使命であり、「多様な状況に対応する正義は、必然的にある程度の確実性を犠牲にすることになる」¹⁴²とも指摘されている¹⁴³。

ただし、そうした不確実性を引き起こすようなアプローチを採用するた

139 不当威圧のリーディングケースである *Royal Bank of Scotland v Etridge* (No.2) [2001] UKHL 44 at [6]-[11] において Nicholls 卿は、不当威圧を「容認しがたい形態の説得」や「不適切な圧力や強制」、「影響力の濫用」に関わるものとして説明している。

140 *Times Travel (SC)*, *supra* n.60 at [23].

141 *McKendrick*, *supra* n.28 at 364.

142 R. Bigwood, 'Throwing the Baby out with the Bathwater? Four Questions on the Demise of Lawful-Act Duress in New South Wales' (2008) 27 U. Queensland L.J. 41 at 64-65.

143 契約法における確実性の追求と公正な結果の確保とのバランスに関する最近の議論については、E. McKendrick, 'Commercial Contract Law: How Important is the Quest for Certainty?' [2021] L.M.C.L.Q. 72、および R. Bigwood and J. Dietrich, 'Uncertainty in Private Law: Rhetorical Device or Substantive Legal Argument?' (2021) 45 *Melb. U.L. Rev.* 60 を参照。後者は、不確実性の主張が、既存の、または特に新たに生まれつつある法概念や法理を批判するために、裁判所や特定の論者によって単なる修辞的手段として恣意的に用いられることが多いと指摘する。

論 説

めには、それを正当化するだけの強い理由がなければならない。第一の問題とも結びつくが、合法行為による強迫の法理が公正な取引秩序を支えるために不可欠の役割を担うことが、今後の判例の蓄積と学説の発展を通じて明らかにされていく必要があるだろう。